

「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・ 適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議」

相楽東部広域連合の概要について

令和7年12月1日（月）

相楽東部広域連合の位置について



京都府

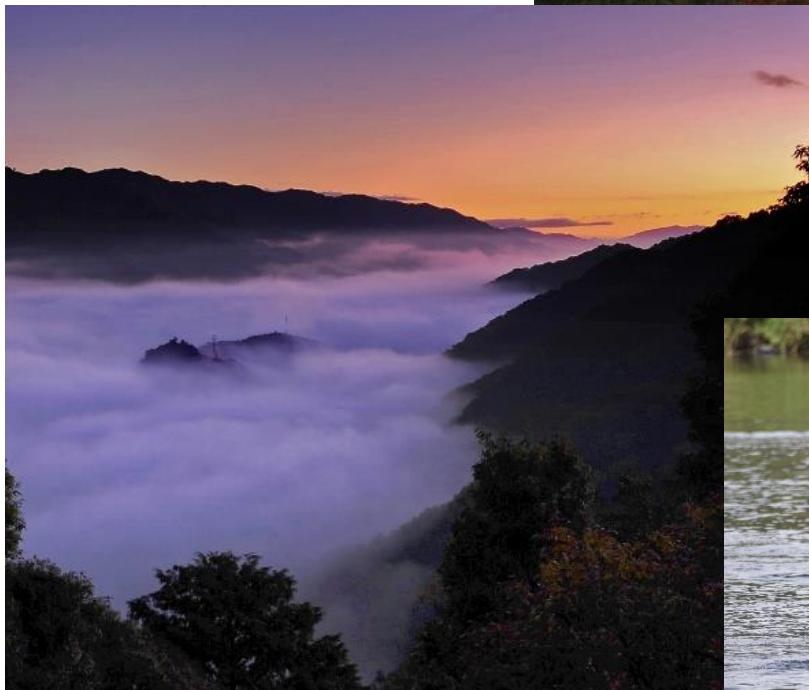


※令和7年4月1日現在

笠置町



- ・人口
1,040人（令和7年10月1日現在）
- ・町の特徴や見どころ
ボルダリングの聖地
鍋フェスタ
カヌー
雲海



和束町



- 人口
3,301人（令和7年10月1日現在）
- 町の特徴や見どころ
鷺峰山 金胎寺
「日本で最も美しい村」連合加盟
お茶の産地
MTB専用コース設置



南山城村



- ・人口

2,336人（令和7年10月1日現在）

- ・村の特徴や見どころ

お茶・しいたけの産地

田山花踊り

高山ダム

道の駅



相楽東部広域連合設立 までの経過について

「平成の大合併」（～平成22年）」

地方行政の「財政難」が課題としてあった



「地方自治法改正による「広域連合」制度を活用」



行政事務を共同化する「広域業務連携」を目指す

相楽東部広域連合設立までの経過について

				協議会等	概要
平成	17	2005	6月3日	京都府・市町村行財政連携推進会議	東部3町村と府で業務連携の検討
平成	17	2005	7月13日	相楽郡東部3町村広域業務連携推進部会	7つのワーキングを設置
平成	17	2005	11月9日	相楽郡東部3町村広域業務連携推進部会	ワーキング結果報告会

教育分野・環境部門（じんかい処理）について広域連携が検討される

				協議会等	概要
平成	18	2006	1月13日	相楽郡東部3町村広域業務連携にかかる協議	京都府との協議
平成	18	2006	4月1日	相楽東部広域業務連携協議会発足	事務局を置く
平成	20	2008	12月22日	相楽東部広域連合の設立について	京都府より許可
平成	21	2009	4月1日	連合教育委員会発足	

相楽東部広域連合設立 までの経過について

教育分野について

社会教育について、すでに連携している事業があった。

昭和30年（1955年）より、すでに笠置中学校（南山城村に位置）において、一部事務組合を設置（組合立学校）として設置されていた

相楽東部広域連合の構成について

委員が15人

↓

5人

職員が13人

↓

9人

教育委員会

教育長

各町村より1名

+

保護者より1名
(2年交代)

学校教育課

生涯学習課

課長・主事等

(4人)

指導主事

(2人)

課長・主事等

(5人)

社会教育主事

(1人)

広域連合長

副連合長

笠置町長

和束町長

南山城村長

事務局長

議会

総務課

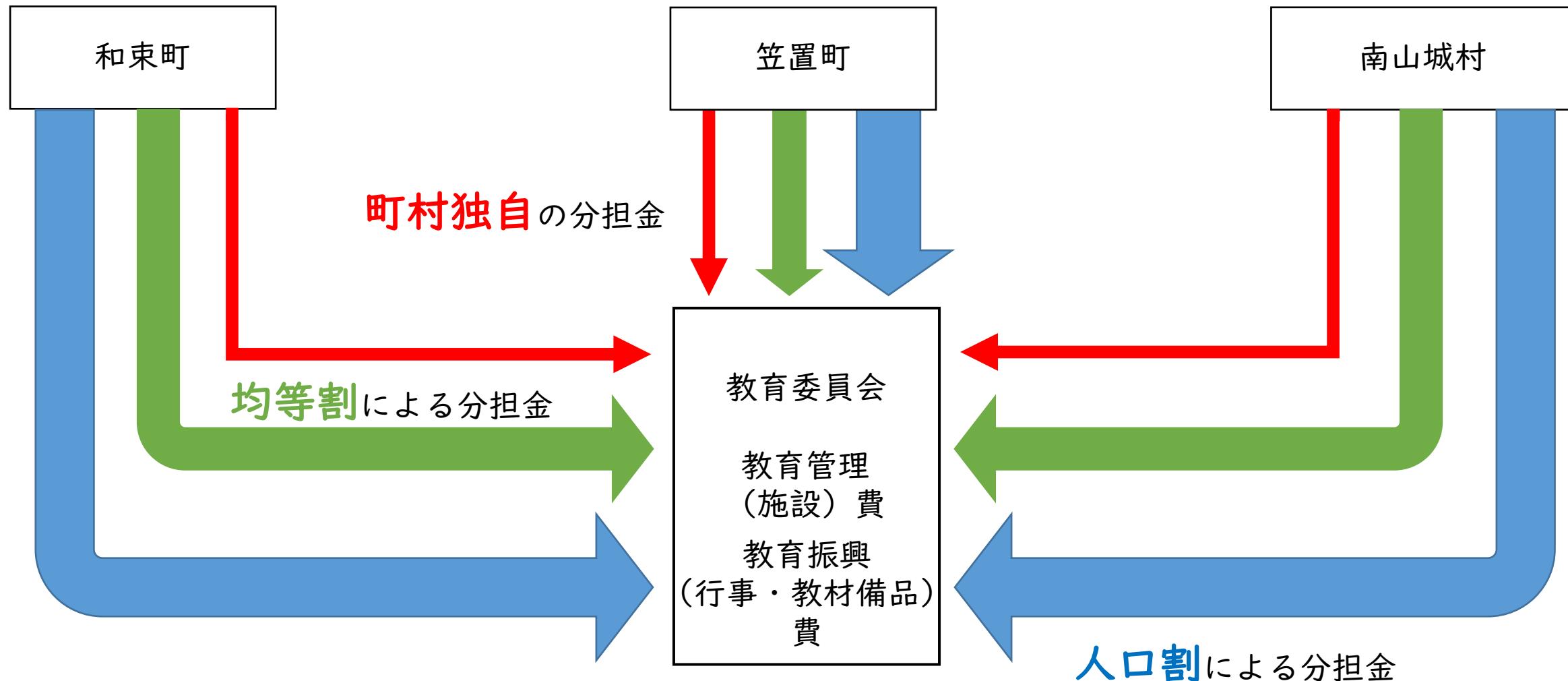
環境課

課長・主事等
(2人)

課長等
(1人)

議員は各町村
議員で構成

教育委員会における財政面の構造について



広域連合を設置したことによる利点

財政面

相楽東部にとって

教育管理（施設）費に関して、町単独では計上できない施策が可能になる

各町村にとって

教育への支出金が押さえられ、他の首長部門に当てられる

広域連合を設置したことによる利点

施策面

- ・教育に関して独自に進められる
(他の首長部局の取り決めに影響されない)
- ・教育振興(行事・教材備品)費に関する共通の事務(契約等)が一手に進められる
- ・学校教育・社会教育ともに規模拡大に伴い、各種行事に関わる予定を取りまとめることができ、施設等使用の重なりが生じにくくなる

相楽東部広域連合の課題

- ・各首長の意向を踏まえて、施策を進めること
- ・契約事務に関して、それぞれの首長の決済が必要になるため、時間を要する
- ・課長、職員が各町村から派遣（3年を原則）されていることで、組織として業務が安定的に継続されていくことに不安が残る

相楽東部広域連合を設置したことによる是非

財政面

令和6年より3年間にわたり、町村からの派遣職員の代わりに相楽東部職員として採用

相楽東部職員として事務内容に専従できる（途切れない）一方で、一般行政より業務内容が特化（専門性が高い）する中で、これまで通り維持できるか見守る必要がある

相楽東部広域連合を設置したことによる是非

施策面

文化的事業の合同開催

規模拡大により活性する一方で、合併前から町村によって「独自で営まれていた土台があること」や「移動が広範囲なること」等の理由により、実施には消極的である